

ご本人・配偶者・ご両親が
要生活介護状態になった場合の介護保障です。

医歯協かるがも介護保険

(生活介護保険特約(親型)・年金払特約付団体生活介護保険)

加入者の
増加により、
2022年11月から
掛金がお安く
なりました!



●独自の福利厚生制度

医歯協の会員のみなさまのための独自の福利厚生制度です。

●介護保障

本人・配偶者だけでなく、ご両親も保障する団体向け介護保険です。

●保険金の年金受取

生活介護保険金は、毎月の生活費として年金形式で受け取ることができます。(一時金、一時金+年金形式で受け取ることもできます。)

●親の介護特約

ご両親の介護に対する経済的負担を軽減できます。ご両親が遠隔地にお住まいの場合等、本人(主たる被保険者)が代理して記入・告知等手続きをすることができます。

※ご加入前にパンフレットに記載の「契約概要・注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

この保険は、所定の要生活介護状態に該当した場合の介護保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。

保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。



「若年会員福利厚生制度」について

医歯協かるがも介護保険には、保険年齢55歳以下の会員に補助金制度があります。
詳細は組合保険部へお問合せください。(TEL:03-3256-2102)

東京医師歯科医師協同組合

医歯協かるがも介護保険の特長

要生活介護状態を保障

公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定された場合、または引受保険会社所定の要生活介護状態が180日継続した場合、生活介護保険金が受け取れます。

お手頃な掛金

お手頃な掛金で、介護保障を準備することができます。



お手続きは簡単

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込みですので、加入手続きは簡単です。

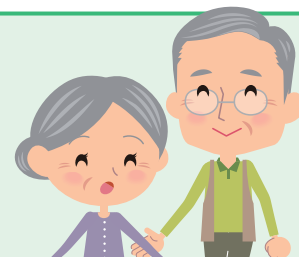


保険金の年金受取

生活介護保険金を年金として受け取ることができ、毎月の介護費・生活費等に充当することができます。(一時金、一時金+年金形式で受け取ることもできます。)

ご両親も加入対象

本人・配偶者だけでなく、本人・配偶者のご両親も加入することができます。
ご両親の介護に対する経済的負担を軽減できます。
※配偶者の親が加入する場合には、配偶者の加入が条件となります。



ご両親の加入は本人が代理手続き可能

ご両親が遠隔地にお住まいの場合等、本人(主たる被保険者)が代理して記入・告知等の手続きが可能です。

申込締切日
と
効力発生日

● **申込締切日** **毎月 5 日** 【 組合保険部 着 】
(新規加入・増額のみ)

● **効力発生日** **申込締切日の翌月 1 日**
(掛金の口座振替は、効力発生日の前月末日となります。)

◆保障額と月払掛金(概算)

【本人・配偶者】※配偶者は800万円・300万円・100万円コースのみとなります。

対象			本人		配偶者		
生活介護保険金 (年金基金)			2,000 万円	1,000 万円	800 万円	300 万円	100 万円
10年確定年金の給付例 (年金月額)			約17.2 万円	約8.6 万円	約6.9 万円	約2.5 万円	一時金 受取のみ
年齢	性別						
本人のみ補助金制度あり 新規加入・継続加入	22歳～35歳 (S63.5.1生～ H14.4.30生)	男性	1,300	650	520	195	65
		女性	1,280	640	512	192	64
	36歳～40歳 (S58.5.1生～ S63.4.30生)	男性	1,460	730	584	219	73
		女性	1,340	670	536	201	67
	41歳～45歳 (S53.5.1生～ S58.4.30生)	男性	1,640	820	656	246	82
		女性	1,420	710	568	213	71
	46歳～50歳 (S48.5.1生～ S53.4.30生)	男性	2,020	1,010	808	303	101
		女性	1,620	810	648	243	81
	51歳～55歳 (S43.5.1生～ S48.4.30生)	男性	2,760	1,380	1,104	414	138
		女性	2,080	1,040	832	312	104
	56歳～60歳 (S38.5.1生～ S43.4.30生)	男性	4,240	2,120	1,696	636	212
		女性	3,020	1,510	1,208	453	151
	61歳～65歳 (S33.5.1生～ S38.4.30生)	男性	7,200	3,600	2,880	1,080	360
		女性	5,160	2,580	2,064	774	258
	66歳～70歳 (S28.5.1生～ S33.4.30生)	男性	13,680	6,840	5,472	2,052	684
		女性	10,000	5,000	4,000	1,500	500
71歳 (S27.5.1生～ S28.4.30生)	男性	—	10,310	8,248	3,093	1,031	
	女性	—	7,700	6,160	2,310	770	
72歳 (S26.5.1生～ S27.4.30生)	男性	—	11,780	9,424	3,534	1,178	
	女性	—	8,940	7,152	2,682	894	
73歳 (S25.5.1生～ S26.4.30生)	男性	—	13,560	10,848	4,068	1,356	
	女性	—	10,400	8,320	3,120	1,040	
74歳 (S24.5.1生～ S25.4.30生)	男性	—	15,590	12,472	4,677	1,559	
	女性	—	12,150	9,720	3,645	1,215	
75歳 (S23.5.1生～ S24.4.30生)	男性	—	17,820	14,256	5,346	1,782	
	女性	—	14,230	11,384	4,269	1,423	
76歳 (S22.5.1生～ S23.4.30生)	男性	—	20,370	16,296	6,111	2,037	
	女性	—	16,570	13,256	4,971	1,657	
77歳 (S21.5.1生～ S22.4.30生)	男性	—	23,270	18,616	6,981	2,327	
	女性	—	19,440	15,552	5,832	1,944	
78歳 (S20.5.1生～ S21.4.30生)	男性	—	26,650	21,320	7,995	2,665	
	女性	—	22,970	18,376	6,891	2,297	
79歳 (S19.5.1生～ S20.4.30生)	男性	—	30,500	24,400	9,150	3,050	
	女性	—	26,930	21,544	8,079	2,693	
80歳 (S18.5.1生～ S19.4.30生)	男性	—	34,770	27,816	10,431	3,477	
	女性	—	31,390	25,112	9,417	3,139	

(単位:円)

- ☆被保険者の年齢は、加入日(2023年11月1日)現在を基準に満年齢で計算し、1年未満の端数月については、6か月以下の場合には切り捨て、6か月を超える場合は1歳切り上げて計算します。
- ☆記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後算出し、初回より適用します。
- ☆配偶者・親のみの加入はできません。本人の加入が条件となります。配偶者の親が加入する場合には、配偶者の加入が条件となります。
- ☆上記本人・配偶者の掛金には生活介護保険金100万円あたり15円の制度運営費が含まれています。
- ☆更新時の年齢により、掛金(本人・配偶者:掛金=保険料+制度運営費、本人・配偶者の実父母:掛金=保険料)は変わりますのでご確認ください。

(注)年金額は現時点では確定していません。

上記記載の年金月額は、2023年6月1日現在の予定利率による試算額であり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金額は年金基金設定時(保険金支払時)に決定します。

親コース

【本人・配偶者の実父母】

対象		本人・配偶者の実父母	
生活介護保険金		300 万円	100 万円
10年確定年金の給付例 (年金月額)		一時金受取のみ	
年齢	性別		
40歳～45歳 (S53.5.1生～ S59.4.30生)	男性	201	67
	女性	168	56
46歳～50歳 (S48.5.1生～ S53.4.30生)	男性	258	86
	女性	198	66
51歳～55歳 (S43.5.1生～ S48.4.30生)	男性	369	123
	女性	267	89
56歳～60歳 (S38.5.1生～ S43.4.30生)	男性	591	197
	女性	408	136
61歳～65歳 (S33.5.1生～ S38.4.30生)	男性	1,035	345
	女性	729	243
66歳～70歳 (S28.5.1生～ S33.4.30生)	男性	2,007	669
	女性	1,455	485
71歳 (S27.5.1生～ S28.4.30生)	男性	3,048	1,016
	女性	2,265	755
72歳 (S26.5.1生～ S27.4.30生)	男性	3,489	1,163
	女性	2,637	879
73歳 (S25.5.1生～ S26.4.30生)	男性	4,023	1,341
	女性	3,075	1,025
74歳 (S24.5.1生～ S25.4.30生)	男性	4,632	1,544
	女性	3,600	1,200
75歳 (S23.5.1生～ S24.4.30生)	男性	5,301	1,767
	女性	4,224	1,408
76歳 (S22.5.1生～ S23.4.30生)	男性	6,066	2,022
	女性	4,926	1,642
77歳 (S21.5.1生～ S22.4.30生)	男性	6,936	2,312
	女性	5,787	1,929
78歳 (S20.5.1生～ S21.4.30生)	男性	7,950	2,650
	女性	6,846	2,282
79歳 (S19.5.1生～ S20.4.30生)	男性	9,105	3,035
	女性	8,034	2,678
80歳 (S18.5.1生～ S19.4.30生)	男性	10,386	3,462
	女性	9,372	3,124
81歳 (S17.5.1生～ S18.4.30生)	男性	11,811	3,937
	女性	10,899	3,633
82歳 (S16.5.1生～ S17.4.30生)	男性	13,365	4,455
	女性	12,621	4,207
83歳 (S15.5.1生～ S16.4.30生)	男性	15,018	5,006
	女性	14,526	4,842
84歳 (S14.5.1生～ S15.4.30生)	男性	16,713	5,571
	女性	16,560	5,520
85歳 (S13.5.1生～ S14.4.30生)	男性	18,399	6,133
	女性	18,624	6,208

新規加入・継続加入

(単位:円)

こんな時、生活介護保険金を受け取れます。

公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定された場合、
または引受保険会社所定の要生活介護状態が180日継続した場合

引受保険会社所定の要生活介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。

- (1) 下記の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

1. 歩行



2. 衣服の着脱



3. 入浴



4. 食物の摂取



5. 排泄



【別表】引受保険会社所定の要生活介護状態

引受保険会社所定の要生活介護状態とは、つぎのいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 下表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
 - (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
- * 器質性認知症、意識障害、見当識障害の詳細は約款に記載されています。

項目	状態
1. 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2)一部介助：補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：補装具等を使用すれば自分でできる。 (4)自立：自分でできる。
2. 衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。 (2)一部介助：衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4)自立：自分でできる。
3. 入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。 (2)一部介助：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4)自立：自分でできる。
4. 食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2)一部介助：食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3)ほぼ自立：食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4)自立：自分でできる。
5. 排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2)一部介助：特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4)自立：自分でできる。

ご加入に際して

加入資格

東京医師歯科医師協同組合の組合員・賛助会員(以下、会員)の本人、その配偶者と本人および配偶者の親(※)で、加入(増額)申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日現在以下の年齢の方です。

更新日：2023年11月1日

本人・配偶者：21歳6ヵ月超70歳6ヵ月までの方
親(※)：39歳6ヵ月超85歳6ヵ月までの方

配偶者・親(※)のみの加入はできません。本人の加入が条件となります。また、配偶者と本人の親(※)の保険金額は本人の保険金額以下とします。

配偶者の親(※)が加入する場合には、配偶者の加入が条件となります。また、配偶者の親(※)の保険金額は配偶者の保険金額以下とします。

※親とは会員(本人)および配偶者の実父母で、養父母は含みません。

保険金限度額

本人：2,000万円※70歳6ヵ月超の方は1,000万円を限度とします。

配偶者：800万円(本人の保険金額以下とします。)

本人の実父母：300万円(本人の保険金額以下とします。)

配偶者の実父母：300万円(配偶者の保険金額以下とします。)

継続加入の取扱

一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、前年度保険金額と同額またはそれ以下で本人・配偶者は80歳6ヵ月まで、親は85歳6ヵ月まで継続加入できます。ただし、70歳6ヵ月超の本人の方で、保険金額が2,000万円の方は、1,000万円に自動的に減額となります。

掛金の払込

掛金は毎月、会員個人名義の口座から「預金口座振替依頼書」に基づき、自動的に振替えます。法人名義の口座は振替口座にはご指定いただけません。(掛金の口座振替は、効力発生日の前月末日となります。万一、口座から振替えができない場合は、翌月の振替日に再度請求、併徴させていただきます。)

※預金残高が掛金の2ヵ月に満たないときは1ヵ月分の掛金を振替えます。2ヵ月続けて振替えできなかった場合は制度から脱退となりますのでご注意ください。

保険期間

2023年11月1日(更新日)から2024年10月31日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。

特にお申し出がない限り自動更新となります。ただし、保険期間の途中で加入(増額)される方は、中途加入(増額)日より2024年10月31日までで、以後1年ごとに更新します。

加入・増額は毎月、減額は更新時のみ取扱います。

加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。

ただし、当月分の掛金を払込む必要があります。

効力発生日

ご加入(増額)申込み後、2023年11月1日より効力が発生します。

保険期間の途中で加入(増額)される場合は、申込み後、中途加入(増額)日より効力が発生します。

受取人

生活介護保険金の受取人は原則、被保険者本人です。

配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合に配当金をお支払いします。

保険期間の途中で脱退した場合、配当金は支払われません。

申込方法

各加入者(配偶者・実父母含む)による制度内容の確認後、別紙申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。お申込みに際しては告知をしていただけます。告知事項に該当する場合には加入(増額)できません。

制度からの脱退

○お申し出により制度から脱退することができます。

○被保険者(本人・配偶者・親)が加入資格を喪失された場合には、そのときに制度から脱退となります。

本人が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者・親(配偶者の親を含む)も同時に脱退となります。

配偶者が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者の親も同時に脱退となります。

更新日の年齢が、本人・配偶者は80歳6ヵ月超、親は85歳6ヵ月超になったとき、更新日の前日をもって脱退となります。

○この保険には、脱退による返戻金はありません。

法令等の改正に伴う変更

公的介護保険制度の改正が行われた場合とくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、生活介護保険金の支払事由を変更することがあります。

給付の取扱

保険金の支払

被保険者が加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中につぎのいずれかに該当された場合、生活介護保険金をお支払いします。

①介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく公的介護保険制度の「要介護2以上」(*)に該当していると認定されたとき

※平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態

②引受保険会社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき

<生活介護保険金のお支払いに関する留意事項>

①要生活介護状態に該当し、その日から起算して180日以内に脱退(特約の場合は、消滅)した場合でも、180日を経過するまで保険期間中とみなして、生活介護保険金をお支払いします。

②被保険者が生活介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が生活介護保険金を請求することができます。

保険金の支払制限

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

年金の取扱

年金払特約

生活介護保険金を年金として受け取ることができます。

また、年金での受け取りにかえて一時金での受け取りを選択することもできます。

(1)年金の種類 ①5年確定年金 ②10年確定年金 ③15年確定年金 ④20年確定年金

(2)年金の型 定額型

(3)年金払いの対象 生活介護保険金の全部または一部を年金として支払います。

となる保険金等 なお、年金としてお受け取りになる場合は、年金基金は30万円以上、かつ、年金額は30万円(年額)以上のお取扱いとなります。この場合、年金基金の額によっては、お取扱いのできない年金の種類があります。

(4)年金受取人 ①保険金の受取人(原則、被保険者本人)です。

②年金支払開始後の受取人の変更はできません。

③年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価を一括でその相続人に支払います。

(5)受取方法 年4回3ヵ月分をご指定の口座に送金します。また、将来の年金のお受け取りにかえて一括払の請求ができます。

(6)年金支払開始日 年金基金設定日の翌々月1日となります。

(7)変更の取扱 年金基金設定後、給付に関する変更は年金支払開始日前に限ります。

※親の生活介護保険金は一時金での受け取りとなります。(年金払のお取扱いはできません。)

税務上の取扱

実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。

(所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)

生活介護保険金は非課税です。

(所得税法施行令第30条第1号、所得税基本通達9-21)

[2023年5月現在の税制]

引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

<個人情報に関するお知らせ>

当保険の運営にあたっては、東京医師歯科医師協同組合(以下、組合)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等){以下、個人情報}を取扱い、組合が保険契約を締結する生命保険会社へ提出いたします。

組合は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。

生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用(注)いたします。

①各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い

②生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

③その他保険に関連・付随する業務

また、組合に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き組合および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

団体生活介護保険(契約概要)

この「団体生活介護保険(契約概要)」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等につきましてはこのパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。

なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者(団体)に配付されています。

1. 商品名称

団体生活介護保険

2. 商品の特徴

企業・団体の従業員・所属員等の方について、所定の要生活介護状態になられたときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで加入資格を満たすかぎり継続してご加入いただけます。

*保険金額、付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳細は、パンフレットの該当箇所をご参照ください。また、制度内容は将来の更新時等にご契約者(団体)により変更されることがあります。

*加入可能年齢・更新可能年齢などは、パンフレットにおけるご加入できる範囲をご確認ください。

3. 保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等も契約ごとに異なります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご覧ください。

4. 保険金が支払われる場合

保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。

○公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定された場合

○当社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が180日継続したと医師により診断確定された場合

5. 保険金のお支払制限について

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合

○お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。

7. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. 引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

団体生活介護保険(注意喚起情報)

この「団体生活介護保険(注意喚起情報)」は、ご加入(増額)のお申込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。

また、生活介護保険特約(親型)の特約被保険者となる主契約の被保険者(本人)および配偶者の戸籍上の父母(養父母は除く)に、ご加入(増額)前に必ずご説明いただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

【ご意向に沿ったお申込内容かご確認ください】

ご加入(増額)時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧いただき、つぎの①から⑤がご意向に沿った内容となっているかご確認のうえ、お申込みください。

- ①保障内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など)
- ②保険金額
- ③保険料
- ④保険料払込方法
- ⑤保険期間

○傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあること

傷病歴等がある方でも全てのご加入(増額)のお申込みをお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知ください。

○正しく告知されない場合のデメリット

正しく告知をいただけない場合は「告知義務違反」としてご加入(増額)を解除させていただき、保険金をお支払いしないことがあります。

○代理告知

・「生活介護保険特約(親型)」の特約被保険者となる主契約の被保険者(本人)および配偶者の戸籍上の父母(養父母は除く)(以下、「特約被保険者となる方」という。)が遠方に居住されているなどで、特約被保険者となる方から書面で告知をいただくことが困難な場合、主契約の被保険者(本人)が特約被保険者となる方を代理して、告知事項をご記入いただくことができます。

・記入にあたっては、特約被保険者となる方についてご存知の内容を記入するのではなく、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と、「注意喚起情報」に記載の「告知に関する重要事項」をすべてご説明いただき、回答された内容をありのままにご記入ください。

・告知について、特約被保険者となる方または特約被保険者を代理した主契約の被保険者(本人)の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違した場合、告知義務違反により契約が解除されることがあります。この場合、保険金をお支払いできません。

告知に関する重要事項

○告知の重要性

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。ご加入(増額)のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

○告知受領権等

告知される場合は、指定された書面をご提出ください。口頭で話しされても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者が、お客様の告知に際し、傷病歴や健康状態について、事実を告知いただかないよう、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

ご契約にあたっての重要事項

1. ご加入(増額)のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入(増額)のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

2. ご加入(増額)の責任開始期

- ご提出された加入申込書(告知書)に基づき、引受保険会社にご加入(増額)を承諾した場合、所定の「加入(増額)日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険へのご加入(増額)を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

3. 保険金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
※増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

○免責事由(生活介護保険金の場合)

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為
- ③被保険者の薬物依存
- ④戦争その他の変乱(注)

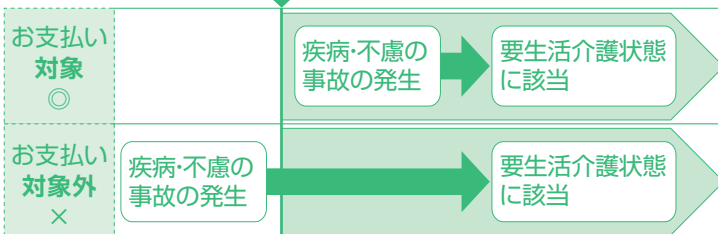
(注) その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

○加入(増額)日前の疾病や不慮の事故

要生活介護状態の原因となる傷病等が加入(増額)日前に生じている場合
(原因となる傷病等が加入(増額)日前に生じていた場合は、その傷病等を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。)

生活介護保険金のイメージ図

責任開始期(加入(増額)日)



○告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違していたことを原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合

○不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

○重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

○保険契約の失効

保険契約者から保険料の払込みがなく、保険契約が効力を失った場合

4. 脱退について

被保険者が退職その他の事由により加入資格を失われた場合には、保険契約から脱退となります。この保険には、脱退による返戻金はありません。

5. 信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

6. 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7. 保険金の支払いに関する手続き等の留意事項

○保険金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

○お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。

○保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

○生活介護保険特約(親型)の特約被保険者となる主契約の被保険者(本人)および配偶者の戸籍上の父母(養父母は除く)につきましても、上記に該当する場合は、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

8. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9. この保険に関するご照会先について

○契約に関する諸手続、当書面に関するご照会
契約者連絡先: 東京医師歯科医師協同組合 保険部
TEL 03-3256-2102

○その他のご照会

引受保険会社: 太陽生命保険株式会社 団体保険課
TEL 03-3272-6268
0120-937-508 (通話無料)

*IP電話の一部は利用不可

受付時間 9時~17時(土・日・祝日、年末年始を除く)